

需給調整・経営安定対策の課題

(果樹部会、第2回小委員会資料から整理)

1 需給調整対策

- 年ごとの生産出荷目標に基づく生産調整を推進し、計画に近い水準の生産量を実現するとともに、うんしゅうみかんは特別摘果の実施等により隔年結果が是正される傾向にある。また、時期別の需給調整手法の導入、価格低下が懸念される際に生食用果実の加工仕向けを緊急に行う緊急出荷調整体制の整備等の改善を行ったが、更にどのような取組が可能か検討が必要である。
- 需給調整対策においては、生産者の主体的な取組を基本としており、生産出荷目標量の配分方法の決定等に高品質果実生産への取組等を勘案するよう生産者団体が主体的に実施するとともに、時期別に需給調整を的確に実施することが必要である。
- 出荷調整については、国の関与を最小限にして、生産者団体が販売状況を踏まえて、的確に販売対策を策定し、主体的に計画生産・出荷の取組を末端の集荷場単位まで浸透し、実行させるとともに、対策の進捗状況について管理できる仕組みが必要である。

2 経営安定対策

- 経営安定対策の加入契約者は認定農業者及び認定農業者が実質的な運営を行っている生産出荷組織としているが、今後、生産出荷組織内における担い手の経営を安定させるためにはどのような手法が必要か検討する必要がある。
- うんしゅうみかんは14、15年産、りんごは13年産において、特定の県が補てん対象となっている。気象条件により、止むを得ない品質格差が生じた場合もあるが、反面、毎年補てん対象となる県もあり、このような状況を踏まえ、経営安定対策でどのような対応が可能か検討が必要である。
- 補てん対象となる果実は、全国標準規格に適合する品位で出荷された果実であるが、地方市場を中心に価格低落時には低価格で取り引きされた果実も補てん対象となるためモラルハザードの発生も懸念される。このような状況を踏まえ、経営安定対策でどのような対応が可能か検討が必要である。
- さらに、果樹産地において、担い手を中心とした生産構造を構築するとともに、その担い手となる農業者の経営を安定させる対策として、どのような対策を講じるべきか検討が必要である。